

2019年6月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号

株式 **プロスペクト**
会社

代表取締役社長 田 端 正 人

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」（3頁）の通り、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使いただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号
更生保護会館 4階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（その1） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（その2） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（その3） |
| 第4号議案 | 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第9号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第10号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案の議案については賛成、株主提案の議案については反対の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正する必要がある場合は、インターネットウェブサイト (<http://www.prospectjapan.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2019年6月26日（水曜日）午後6時までにご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法

①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力不要です）。

②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。

議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。

③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。

④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

2. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

3. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益・雇用・所得環境の改善が続
き、個人消費も持ち直すなか、全体としては緩やかな回復基調が続きました。一
方で、米中貿易摩擦をはじめ、英国のEU離脱問題など、世界情勢の先行きに不透
明感の増す経済環境が継続しました。

首都圏分譲マンション市場におきましては、低金利や住宅支援策が継続され、
都心エリアを中心に需要は堅調に推移していますが、用地取得の競争激化や建築
費の高止まりにより十分な利益確保は依然として容易でない状況にある一方、太
陽光発電事業につきましては、開発期間を経て各プロジェクトが稼働しつつあ
り、堅調に推移しております。

当社グループにおきましては、「Challenge & Ambition」(挑戦と志し)を
グループスローガンに掲げ、長期的な視点から将来の可能性を展望し、新たな価
値の創造と極大化に挑戦、全てのステークホルダーにベネフィットをもたらす戦
略を追求することを理念としております。

その理念のもと、マンション分譲事業単独事業から、注文住宅事業、投資顧問
業及び建設業など主力の事業分野を拡大しつつ、海外不動産事業及び国内外にお
ける再生可能エネルギー事業を主力事業へと推進させ、グローバルな視点に立脚
して当社グループにおける事業ポートフォリオの拡充に取り組んでおります。

なお建設業を行っております連結子会社の機動建設工業株式会社につきまし
ては、MBOにより当社の保有する全株式を譲渡しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は49億37百万円(前連結会計年度
は116億88百万円)、営業損失は80億41百万円(前連結会計年度は15億43百万円)、
経常損失は81億67百万円(前連結会計年度は10億98百万円)、親会社株主に帰属
する当期純損失は98億33百万円(前連結会計年度は14億83百万円の親会社株主に
帰属する当期純利益)となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的
に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただき
たいと存じます。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 2017年4月1日から 2018年3月31日まで		当連結会計年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	
	金額	構成比	金額	構成比
	千円	%	千円	%
不動産販売事業				
マンション分譲	4,926,757	42.1	3,829,005	77.5
土地建物	—	—	—	—
注文住宅	1,482,837	12.7	2,098,035	42.5
アセットマネジメント事業	158,072	1.4	△7,273,723	△147.3
建設事業	4,615,440	39.4	6,226,073	126.1
再生可能エネルギー事業	533,713	4.6	569,504	11.5
計	11,716,820	100.2	5,448,895	110.3
その他	50,159	0.4	45,333	0.9
セグメント間取引消去	△78,262	△0.6	△556,527	△11.2
合計	11,688,717	100.0	4,937,701	100.0

(不動産販売事業 マンション分譲)

主に首都圏において自社開発マンション「グローバルマンション」の建設分譲を行っております。

当連結会計年度においては、「ザ・グローバル 大森山王」(全34戸)をはじめ、「グローバルマンション」3棟、111戸を竣工いたしました(前連結会計年度は3棟、120戸の竣工)。

販売状況につきましては、当連結会計年度において103戸、42億71百万円の新規契約(前連結会計年度は115戸、43億79百万円)を行うとともに、96戸を引渡し、売上高は38億29百万円、セグメント利益は3億21百万円を計上しております(前連結会計年度は137戸、49億26百万円の売上高、6億2百万円のセグメント利益)。

(不動産販売事業 土地建物)

宅地及び戸建住宅の販売や建物の一棟販売等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度においてマンション一棟(全37戸、総専有面積1,508.01㎡)19億50百万円の契約を行いました。販売実績はありません(前連結会計年度は契約実績、販売実績ともにありません)。

(不動産販売事業 注文住宅)

山形県を主な事業エリアとして、戸建住宅の建築請負やリフォーム工事等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において78棟、21億4百万円の新規契約（前連結会計年度は58棟、16億59百万円）を行うとともに、58棟を引渡し、売上高は20億98百万円、セグメント利益は69百万円を計上しております（前連結会計年度は40棟、14億82百万円の売上高、12百万円のセグメント利益）。（リフォーム等を含む。）

(アセットマネジメント事業)

日本株式の運用及び調査業務、不動産投資助言代理業務及び不動産投資を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は△72億73百万円、セグメント損失は75億43百万円を計上しております（前連結会計年度は1億58百万円の売上高、1億22百万円のセグメント損失）。

(建設事業)

推進工事及びプレストレスト・コンクリート（PC）工事等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は62億26百万円、セグメント利益は3億27百万円を計上しております（前連結会計年度は46億15百万円の売上高、2億61百万円のセグメント利益）。

なお、2019年3月に機動建設工業株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、当連結会計年度末をもって報告セグメントの建設事業を廃止します。

また、当該株式の譲渡に伴う関係会社株式売却益49百万円を特別利益に計上しております。

(再生可能エネルギー事業)

太陽光発電による電気の販売及び発電所の開発、バイオマス発電関連事業等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は5億69百万円、セグメント利益は65百万円を計上しております（前連結会計年度は5億33百万円の売上高、1億55百万円のセグメント利益）。

(その他)

不動産賃貸事業が主であり、当社が所有しているマンション等を賃貸しております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は45百万円、セグメント利益は16百万円を計上しております（前連結会計年度は50百万円の売上高、20百万円のセグメント利益）。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、再生可能エネルギー事業におきまして、太陽光発電設備設置等資金として、総額69億56百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年3月29日付で、機動建設工業株式会社の当社の保有する全株式を機動グローバルホールディングス株式会社に売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(5) 対処すべき課題

当社は、当連結会計年度において多額の損失を計上し、配当予想を無配といたしました。そのため、当社の喫緊の課題は速やかな業績回復により市場の評価を取り戻し、復配並びに株価回復を実現することです。当社の強みである人材の多様性を活かし、あらゆるビジネスチャンスにチャレンジしていく一方、健全堅実な経営を行いながら、市場環境の変化にも負けない財務体質を維持し、効果的に業績の回復を目指してまいります。

現在の経済環境は世界経済の不確実性が懸念される中、わが国においては新元号への改元やラグビーワールドカップなどの明るいトピックもある一方、10月に予定されている消費税増税など、経済拡大に係る懸念材料も散見される環境にあります。

当社グループは、「Challenge & Ambition」をグループスローガンとする経営理念のもと、日々変化し続ける経済環境において、長期的な視点から将来の可能性を展望し、新たな価値の創造と極大化に挑戦しております。その具体的な成果としまして、従前のマンション分譲事業単独の事業から、経済環境の変化に対応し得る事業ポートフォリオを構築しつつありますが、当連結会計年度においては、アセットマネジメント事業において多額の評価損などを計上するに至りました。

それらを踏まえて、冒頭記載の目的を達成するための施策は次のとおりであります。

① 当社本体における事業領域の拡大

ア. 従来の首都圏マンション分譲事業におきましては、用地取得競争は激化し建築コストも高止まりにて推移していることから、採算を確保することが容易でない状況は依然として続いております。そのため、仕入れ用地を厳選するだけでなく、建設会社との共同事業など、事業手法を多様化することにより増益を目指してまいります。また、従来のマンション分譲のほか、戸建分譲やリノベーション再販など不動産業としての事業領域を広げ、ニーズに応える商品を開発することにより収益確保を目指してまいります。

イ. 海外不動産事業につきましては、戸建分譲及び倉庫分譲プロジェクトへの資金供給などを行っております。しかしながら、一部の海外プロジェクトにおきましては、適切に評価を行ったうえで減損などの実施をせざるを得なかったため、所管部所における管理を強化し、現地関係者と連携してリスク管理のうえ回収を強化してまいります。

ウ. 国内における再生可能エネルギー事業につきましては、2014年11月の転換社債による資金調達を皮切りに、全国で太陽光発電所の開発を進めてまいりました。既に売電開始済プロジェクトも8箇所となっておりますが、当社が手掛ける最大規模プロジェクトであります成田神崎プロジェクト（24MWh）も順調に開発が進んでおり、太陽光発電事業に関しましては開発期間を経て次のフェーズに移行し、売電収入が大幅に増加することを見込んでおります。また、太陽光発電業界の先行きにつきましてはFIT価格の低下を要因として、新規案件に係るビジネスチャンスは縮小しつつあるとされておりますが、当社としましては採算の見込める案件や、セカンダリー・マーケットも含めて新規案件の取り組みにも注力してまいります。

エ. 海外における再生可能エネルギー事業につきましては、新たにバイオマス発電関連の事業を立上げております。具体的には2018年4月にロシアにおけるバイオマス燃料（木質ペレット）製造工場建設のために、ロシアのパートナーとともに株主間協定書を締結のうえ2019年秋の工場竣工を目指しており、その進捗は順調に推移しております。また、現在進めている工場の製造能力を拡大するプランも具体化しつつあります。更に、海外における再生可能エネルギー関連事業には、依然大きなビジネスチャンスがあるものと考えているため、新規の案件についても積極的に検討いたします。一方、これらの事業は将来的な成長余地の大きい事業であると考えておりますが、新規事業であることに加え海外案件であるため、より高度なリスク管理が必要であります。そのため、事業採択の段階はもとより、法務・会計・税務・金融等各分野の専門家の知見をもとに、適切かつ積極的に事業展開を進めてまいります。

② グループ会社における課題

ア. 注文住宅事業については、ササキハウス本来の強みである高気密・高断熱の二世帯住宅の受注強化を図るとともに、山形のエリア特性を活かした商品開発などにより収益力の向上を目指してまいります。

イ. 投資顧問業は、プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッドの子会社化後、従来の顧客資金を日本株で運用する株式運用受託業務から、自己勘定の資産運用業務へ業態変更しております。従いまして、現在の方針は新たな株式運用を行うことは想定していないため、会社を解散及び清算するなど、ファンド形態の整理を行い経営資源の再配分をいたします。

③ グループ全体における課題

当社グループは当連結会計年度において、海外不動産事業に係る税金費用等の訂正、及び子会社取得に係る連結会計処理等の訂正により、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出する事態となり、株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。当社グループは今回の件を真摯に受け止め、再発防止として国内外の税務会計や海外事業案件に長けたアドバイザーを選任し適切な人材を配置するとともに、既存担当者のスキルアップを図り、諸問題の発生に対して迅速に対応できる組織づくりなど内部管理体制を強化中であります。さらに、ガバナンス体制強化のため、本定時株主総会後において機関設計を監査等委員会設置会社へ移行することとし、役員体制も監査等委員である取締役の会計に知見のある公認会計士資格を有する候補を2名とすることで、会計及び税務に係る適正性の確保を特に強化しております。

今後につきましては体制強化と並行して、実効性の高い内部統制システムを構築及び運用することで事業の収益性を効果的に向上できるよう、グループ一丸となって業績回復、信頼回復、株価上昇に全力で取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第115期 2016年3月期	第116期 2017年3月期	第117期 2018年3月期	第118期 2019年3月期 (当連結会計年度)
売上高	16,724,251	14,143,071	11,688,717	4,937,701
営業利益又は 営業損失(△)	386,461	△43,869	△1,543,756	△8,041,395
経常利益又は 経常損失(△)	273,251	516,457	△1,098,369	△8,167,983
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	7,458	213,029	1,483,797	△9,833,754
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	0円05銭	1円25銭	4円46銭	△22円18銭
総 資 産	24,447,892	27,432,530	40,541,850	30,780,872
純 資 産	12,209,222	12,213,875	25,218,682	15,750,522
1株当たり純資産額	65円96銭	66円15銭	59円89銭	34円04銭

(注) 1. 第116期、第117期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は期中平均株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第115期 2016年3月期	第116期 2017年3月期	第117期 2018年3月期	第118期 2019年3月期 (当事業年度)
売上高	7,351,548	6,565,701	5,103,662	3,985,512
営業利益又は 営業損失(△)	77,813	△96,371	△1,123,672	△751,798
経常利益又は 経常損失(△)	142,072	643,691	△299,823	△1,522,751
当期純利益又は 当期純損失(△)	88,615	394,712	△335,877	△8,190,696
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	0円56銭	2円32銭	△1円01銭	△18円47銭
総 資 産	15,155,831	15,371,051	32,799,237	21,221,254
純 資 産	10,980,829	11,217,495	25,396,621	16,018,975
1株当たり純資産額	60円11銭	61円48銭	56円98銭	34円50銭

(注) 1. 第116期、第117期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は期中平均株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

(7) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

①不動産販売事業 マンション分譲

主に首都圏において自社開発マンション「グローバルマンション」の建設分譲を行っております。

②不動産販売事業 土地建物

宅地及び戸建住宅の販売や建物の一棟販売等を行っております。

③不動産販売事業 注文住宅

山形県を主な事業エリアとして、戸建住宅の建築請負やリフォーム工事等を行っております。

④アセットマネジメント事業

日本株式の運用及び調査業務、不動産投資助言代理業務及び不動産投資を行っております。

⑤再生可能エネルギー事業

太陽光発電による電気の販売及び発電所の開発、バイオマス発電関連事業等を行っております。

(8) 主要な事業所(2019年3月31日現在)

(当社の本社)

本社 東京都渋谷区

(子会社の本社)

株式会社ササキハウス

本社 山形県山形市

プロスペクト・アセット・マネージメント・インク

本社 米国ハワイ州

プロスペクト・アセット・マネージメント(チャンネル・アイランド)リミテッド

本社 英国チャンネル諸島

プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド

本社 英国チャンネル諸島

株式会社プロスペクト・エナジー・マネージメント

本社 東京都渋谷区

株式会社プロスペクトバイオマス

本社 東京都渋谷区

(9) 使用人の状況(2019年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
88名	100名減

(注) 使用人数が前期末と比べて100名減少しておりますが、これは機動建設工業株式会社が連結子会社でなくなったためであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	0名	47歳4カ月	13年2カ月

(注) 「使用人数」は就業人員であり、臨時使用人を含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

(親会社の状況)

該当事項はありません。

(子会社の状況)

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ササキハウス	80百万円	100.0%	戸建住宅の建築請負並びにリフォーム工事等
プロスペクト・アセット・マネージメント・インク	1,301千米ドル	100.0%	日本株式調査、不動産投資助言代理及び不動産投資等
プロスペクト・アセット・マネージメント(チャンネル・アイランド)リミテッド	15千米ドル	100.0%	投資顧問
プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド	92,352千米ドル	100.0%	日本株式に係る投資等
株式会社プロスペクト・エナジー・マネージメント	10百万円	100.0%	再生可能エネルギー事業に係る助言代理及び業務請負等
株式会社プロスペクトバイオマス	1百万円	100.0%	自然エネルギー発電に係る運営管理等

(注) 2019年3月29日付で、当社は、機動建設工業株式会社の当社保有の全株式を譲渡いたしました。

(11) 主要な借入先の状況(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	3,774,405
株式会社静岡中央銀行	3,594,975
株式会社千葉銀行	536,000
株式会社七十七銀行	486,200
株式会社三重銀行	469,000

2. 会社の株式の状況(2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,740,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 447,090,984株(うち自己株式2,780,118株)
- (3) 株主数 26,177名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
西 村 浩	37,307,600	8.40
伸 和 工 業 株 式 会 社	10,735,500	2.42
ク リ ア ス ト リ ー ム バ ン キ ン グ エ ス エ ー	6,710,979	1.51
楽 天 証 券 株 式 会 社	4,060,900	0.91
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	3,811,000	0.86
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	3,229,950	0.73
ユ ー ロ ク リ ア ー バ ン ク エ ス エ ー エ ヌ ブ イ	3,188,898	0.72
中 嶋 伸 介	2,966,500	0.67
堤 政 夫	2,500,000	0.56
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	2,349,775	0.53

(注) 1. 持株比率は、自己株式(2,780,118株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入によって表示しております。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日	2013年5月29日	2013年10月18日	2015年12月16日	2018年6月28日	
新株予約権の数	1,181,000個	2,400,000個	1,644個	72,520個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,181,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 2,400,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 1,644,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 72,520,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権1個につき 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 56円 (1株当たり 56円)	新株予約権1個当たり 55円 (1株当たり 55円)	新株予約権1個当たり 48,000円 (1株当たり 48円)	新株予約権1個当たり 49,000円 (1株当たり 49円)	
権利行使期間	2013年8月1日から 2021年1月26日まで	2015年10月19日から 2023年10月18日まで	2017年12月17日から 2025年12月16日まで	2019年4月1日から 2029年3月31日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 2	(注) 3	(注) 4	
役員 の 保 有 状 況	取締役(社外 取締役を除く)	新株予約権の数 1,181,000個 目的となる株式数 1,181,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 1,900,000個 目的となる株式数 1,900,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 1,644個 目的となる株式数 1,644,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 72,520個 目的となる株式数 72,520,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	新株予約権の数 500,000個 目的となる株式数 500,000株 保有者数 3人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人

- (注) 1. ①本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 ②各本新株予約権の1個当たりの一部行使はできない。
 ③本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。
 ④本新株予約権の質入れその他一切の処分はできないものとする。
 ⑤その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位、当社の監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役又は監査役の任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 ②その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. ①本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合による場合はこの限りでない。
 ②本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. ①東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値に関して、行使期間中における連続する21取引日の平均値が、当該時点において有効な行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、その翌日以降、当該時点において有効な行使価額に45%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げる。）をもって行使価額とし、新株予約権者は、行使期間の末日までに、保有する全ての本新株予約権を行使しなければならない。ただし、以下のいずれかの場合を除く。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c) 当社株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始その他本新株予約権の発行日において前提とされていた事情から重大な変更が生じた場合
- ②本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合、当該本新株予約権を行使することができない。
④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 2017年7月28日付で行った当社普通株式の発行により、調整された「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2018年6月28日
新株予約権の数		7,480個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,480,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込額		新株予約権1個につき 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 49,000円 (1株当たり 49円)
権利行使期間		2019年4月1日から 2029年3月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 4,480個 目的となる株式数 4,480,000株 交付者数 8人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 3,000,000株 交付者数 2人

- (注) ①東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値に関して、行使期間中における連続する21取引日の平均値が、当該時点において有効な行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、その翌日以降、当該時点において有効な行使価額に45%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げる。）をもって行使価額とし、新株予約権者は、行使期間の末日までに、保有する全ての本新株予約権を行使しなければならない。ただし、以下のいずれかの場合を除く。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c) 当社株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始その他本新株予約権の発行日において前提とされていた事情から重大な変更が生じた場合
- ②本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合、当該本新株予約権を行使することができない。
④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況

当該事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 端 正 人	グループ最高経営責任者 管理部門担当
取 締 役	カーティス・ フ リ ー ズ	CIO 海外事業部門担当 プロスペクト・アセット・マネージメント・インク CIO 株式会社プロスペクトバイオマス 代表取締役
取 締 役	ニコラス・ カ ン ト	Jefferies Singapore Ltd ディレクター
常 勤 監 査 役	築 島 秋 雄	
監 査 役	市 川 祐 生	弁護士 株式会社カチタス 社外監査役
監 査 役	トーマス・R・ ゼ ン ゲ ー ジ	パシフィック・コミュニケーターズ・インク 代表 株式会社インベスター・インパクト 代表取締役会長兼CEO

- (注) 1. 取締役ニコラス・カント氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役築島秋雄、市川祐生及びトーマス・R・ゼンゲージの3氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動日
田 端 正 人	代表取締役常務 管理部門担当	代表取締役社長 グループ最高経営責任者 管理部門担当	2018年12月13日
カーティス・ フ リ ー ズ	代表取締役社長 グループ最高経営責任者 プロスペクト・アセット・マネージメント・インク CIO	取締役CIO 海外事業部門担当 プロスペクト・アセット・マネージメント・インク CIO	2018年12月13日

4. 取締役ニコラス・カント、監査役築島秋雄、市川祐生及びトーマス・R・ゼンゲージの4氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役築島秋雄氏は税理士資格、監査役市川祐生氏は弁護士資格を有しており、それぞれ専門家として財務・会計及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 名	報酬等の額 千円
取 締 役 (うち社外取締役)	4 (2)	105,828 (2,900)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	15,930 (15,930)
合 計 (うち社外役員)	7 (5)	121,758 (18,830)

- (注) 1. 上表には、2018年6月28日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 上記の報酬等の総額には、期間費用として引当計上した役員退職慰労金13,048千円を含んでおります。
3. 2019年2月より確定拠出年金の拠出を開始しており、その掛金を含めて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	当該他の法人等との関係
取 締 役	ニコラス・カント	Jefferies Singapore Ltd	ディレクター	重要な取引その他の関係はございません。
監 査 役	築島 秋雄			
監 査 役	市川 祐生	株式会社カチタス	社外監査役	重要な取引その他の関係はございません。
監 査 役	トーマス・R・ゼンゲージ	パシフィック・コミュニケーションーズ・インク	代表	重要な取引その他の関係はございません。
		株式会社インベスター・インパクト	代表取締役会長兼CEO	重要な取引その他の関係はございません。

- ② 三親等内親族の当社もしくは当社特定関係事業者との関係記載事項はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	ニコラス・カント	2018年6月28日就任以降に開催された取締役会24回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。
監 査 役	築 島 秋 雄	<p>当事業年度開催の取締役会27回の全てに出席し、金融界・不動産業界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会、経営会議等の重要な会議において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監 査 役	市 川 祐 生	<p>当事業年度開催の取締役会27回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監 査 役	トーマス・R・ゼンゲージ	<p>当事業年度開催の取締役会27回の全てに出席し、主にIR/ESGコンサルティング業界における専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項で規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社親会社又は親会社の子会社から当期の役員として受けた報酬等の額記載事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	59,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、プロスペクト・アセット・マネージメント・インク、プロスペクト・アセット・マネージメント(チャネル・アイランド)リミテッドについては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
4. 当連結会計年度の会計監査人の報酬には、金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬が含まれております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

① 決議方法

以下の具体的事象に該当した際、株主総会に上程いたします。ただし、②ア. b. からd. までの場合で、監査役会の解任決議のあったときは、株主総会に報告いたします。

② 具体的事象

ア. 解任

- 会計監査人が法定の資格要件を欠いたとき。
- 会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- 会計監査人が、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 監査の品質等に著しい低下が認められ、職務の適正な執行が期待できないと判断されたとき。
- その他、上記に準ずる事象が判明したとき。

イ. 不再任

- 会計監査人の職務の執行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備、欠陥が認められたとき。
- 継続監査年数が長期に亘り、会計監査人の独立性に重大な疑義が発生するおそれが生じたとき。ただし、交代に伴う会計監査人の知識・経験の中断、コスト、実務上の困難性等も考慮の上慎重に検討いたします。
- 当会社又は会計監査人の経営に係る基本態様等が変化し、当該会計監査人を再任することが不合理であると認められたとき。
- その他、上記に準ずる事象が判明したとき。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
 - イ. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び職務分掌に基づいて職務を執行する。
 - ウ. 取締役は、3ヵ月に1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告する。
 - エ. 社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
 - オ. 利益相反取引及び非通例的な取引については、取締役会において決定し必要に応じ監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. リスク管理規程により、各部門（子会社を含む）における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・分析・管理し、総務部は、所管部所からの報告及びモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
 - イ. 総務部長は、リスク管理に係る情報を、社長及び監査役会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、常勤取締役及び執行役員等により構成する経営会議において審議、決定する経営体制をとる。
 - イ. 社内規程で職務分掌及び職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
 - イ. 業務の適正性を確保するため、コンプライアンス及びリスク管理の推進を総務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。
 - ウ. コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスマニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。

- エ. 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令・定款及び社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 関連会社管理規程を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。
 - イ. 状況に応じて子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視及び監督を行う。
 - ウ. 当社の監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
 - エ. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い決定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査役会の意見を尊重して行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ア. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正の行為の事実又は会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
 - イ. コンプライアンス相談窓口を利用して行われた通報の内容が、業務又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なくその事実を監査役会に報告することとする。
 - ウ. 当社及び子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
 - エ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 常勤監査役は、経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査役に回覧する。
 - イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会に対し、毎月の事業の状況及び四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。

- ウ. コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報の内容が、会計・会計の内部統制・監査に関連する事項の場合は、直接、監査役に対し通報することができる。
 - エ. 監査室長は、監査役会に対し、内部監査計画及び監査実施結果を報告する。
 - オ. 監査役会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行うこととしている。
 - カ. 監査役がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- ア. 当社及び子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役職員行動倫理規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を指針とし、それらを役員及び従業員に周知徹底する。
 - イ. 反社会的勢力に関する対応については、警察当局及び外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、毎期内部統制の整備及び運用状況を評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。また、統制レベルを維持、強化する目的から、監査室による当社及び関連会社の監査を毎期実施しており、必要に応じ、経営者及び取締役会並びに監査役会に報告しております。

当事業年度において当社の不適切会計の疑義が判明した後は、独立調査委員会を設置して原因究明に当たるとともに、監査等委員会設置会社への移行（予定）、外部専門家の活用や研修の実施等の税務会計部門の強化のための諸施策等の再発防止策を策定し、速やかに実施しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けております。将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的、継続的な配当を維持することを基本とし、業績も考慮した配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度は特別損失を計上したこと等により、多額の純損失となったことから、誠に遺憾ではありますが、当期は無配とさせていただきます。今後は、内部管理体制の強化を進めることと並行して、収益力の強化を注力することにより、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	30,780,872	負 債 の 部	15,030,349
流 動 資 産	16,784,711	流 動 負 債	3,997,090
現金及び預金	5,049,760	支払手形及び買掛金	57,720
受取手形及び売掛金	130,663	工事未払金	295,807
完成工事未収入金	21,087	短期借入金	272,625
未収投資顧問料	2,511	1年内償還予定の社債	74,000
有価証券	6,904,372	1年内返済予定の長期借入金	1,823,069
販売用不動産	1,263,907	未払法人税等	35,805
仕掛販売用不動産	2,409,079	未成工事受入金	79,208
開発用不動産	442,074	賞与引当金	34,053
未成工事支出金	55,122	役員賞与引当金	10,000
原材料及び貯蔵品	4,550	完成工事補償引当金	3,929
その他	502,703	その他	1,310,871
貸倒引当金	△1,122		
固 定 資 産	13,996,160	固 定 負 債	11,033,259
有 形 固 定 資 産	9,876,685	社 債	48,000
建物	192,591	長期借入金	10,366,761
機械装置及び運搬具	3,764,366	退職給付に係る負債	144,860
工具、器具及び備品	3,849	役員退職慰労引当金	138,571
土地	994,538	資産除去債務	68,820
リース資産	2,860	繰延税金負債	14,247
建設仮勘定	4,918,480	その他	251,998
無 形 固 定 資 産	186,554	純 資 産 の 部	15,750,522
のれん	4,929	株 主 資 本	14,868,037
ソフトウェア	2,993	資 本 金	12,086,958
その他	178,631	資 本 剰 余 金	10,217,645
投 資 そ の 他 の 資 産	3,932,920	利 益 剰 余 金	△7,296,146
投資有価証券	230,517	自 己 株 式	△140,420
出 資 金	1,368,009	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	254,680
長期貸付金	2,365,201	為替換算調整勘定	254,680
繰延税金資産	27,229	新 株 予 約 権	533,381
その他	697,622	非 支 配 株 主 持 分	94,423
貸倒引当金	△755,660		
資 産 合 計	30,780,872	負 債 純 資 産 合 計	30,780,872

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,937,701
売上原価		10,289,751
売上総損失		5,352,050
販売費及び一般管理費		2,689,345
営業損失		8,041,395
営業外収益		
受取利息	68,467	
受取配当金	172,740	
出資金運用益	506,467	
受取事務手数料	3,550	
違約金収入	100	
為替差益	63,749	
販売費用戻り高益	1,270	
その他の営業外収益	75,727	892,074
営業外費用		
支払払利息	174,051	
持分法による投資損失	3,280	
借入手数料	125,594	
有価証券評価損	5,872	
貸倒引当金繰入額	665,937	
その他の営業外費用	43,925	1,018,662
経常損失		8,167,983
特別利益		
固定資産売却益	1,822	
関係会社株式売却益	49,193	
出資金売却益	262,231	
新株予約権戻入益	8,090	321,336
特別損失		
固定資産売却損	733	
固定資産除却損	3,315	
特別調査費用	140,437	
減損損失	729,687	
自己新株予約権評価損	895,707	
出資金評価損	19,106	1,788,987
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失		9,635,633
匿名組合損益分配額	△30,652	△30,652
税金等調整前当期純損失		9,604,980
法人税、住民税及び事業税	58,263	
法人税等調整額	181,232	239,495
当期純損失		9,844,476
非支配株主に帰属する当期純損失		10,722
親会社株主に帰属する当期純損失		9,833,754

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,803,729	11,546,845	3,049,406	△140,389	26,259,592
誤謬の訂正による 累積的影響額	-	120,423	△511,798	-	△391,375
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	11,803,729	11,667,268	2,537,608	△140,389	25,868,217
当連結会計年度変動額					
新株の発行	283,228	283,228			566,457
剰余金の配当		△1,732,852			△1,732,852
親会社株主に帰属する 当期純損失			△9,833,754		△9,833,754
自己株式の取得				△30	△30
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	283,228	△1,449,623	△9,833,754	△30	△11,000,179
当連結会計年度末残高	12,086,958	10,217,645	△7,296,146	△140,420	14,868,037

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	156,437	156,437	△975,219	209,646	25,650,456
誤謬の訂正による 累積的影響額	△80,558	△80,558	40,159	-	△431,774
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	75,878	75,878	△935,059	209,646	25,218,682
当連結会計年度変動額					
新株の発行		-			566,457
剰余金の配当		-			△1,732,852
親会社株主に帰属する 当期純損失		-			△9,833,754
自己株式の取得		-			△30
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	178,802	178,802	1,468,441	△115,223	1,532,019
当連結会計年度変動額合計	178,802	178,802	1,468,441	△115,223	△9,468,159
当連結会計年度末残高	254,680	254,680	533,381	94,423	15,750,522

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社ササキハウス

株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント

プロスペクト・アセット・マネージメント・インク

機動建設工業株式会社及びその傘下会社3社は、株式の譲渡により子会社でなくなったため、当連結会計年度末をもって連結の範囲より除外しております。なお、連結損益計算書には、当連結会計年度末までの損益が含まれております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

主要な会社名 RFP Wood Pellets, LLC

なお、RFP Wood Pellets, LLCについては、新たに持分を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、プロスペクト・アセット・マネージメント・インク他6社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産、開発用不動産及び未成工事支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品、原材料及び貯蔵品

……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法を採用しております。

但し、建物は主として定額法によっております。

なお、建物については、1998年度の税制改正により耐用年数の短縮が行われておりますが、改正前の耐用年数を継続して適用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

機械装置及び運搬具 6～17年

工具、器具及び備品 4～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用処理しております。

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費……………支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………金銭債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………執行役員及び従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……………役員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事に係る無償で行う補修費用に備えるため、当連結会計年度末以前の引渡工事について、過去の実績率に基づく補償見込額のほか、当該損失を合理的に見積もることが可能な特定個別工事に対しては、将来の補償見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、当社においては、確定拠出型の制度を設けております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

建設事業に係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針……………当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法…金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5～10年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜きの会計処理を行っております。

また、たな卸資産等に係る控除対象外消費税等は、当期の負担すべき期間費用として処理しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

6. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度における税金費用の金額等に関する会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、資本剰余金が120,423千円増加、利益剰余金が511,798千円減少し、為替換算調整勘定が80,558千円減少、新株予約権が40,159千円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 945,848千円
2. 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産

現金及び預金	87,115千円
売掛金	71,951千円
有価証券	1,409,900千円
販売用不動産	60,845千円
仕掛販売用不動産	1,881,458千円
開発用不動産	442,074千円
建物	10,456千円
機械及び装置	3,756,902千円
土地	375,925千円
建設仮勘定	4,918,480千円
上記に対する担保付債務	11,901,180千円

 上記のほか、連結上消去されている（178,538千円）を担保に供しております。
 このほか、信用保証会社に対する手付金保証のため、その他（投資その他の資産）24,500千円を担保に供しております。また、有価証券10,000千円を営業保証供託金として差し入れております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

	普通株式	447,090,984株
--	------	--------------
2. 当連結会計年度末における自己株式の数

	普通株式	2,780,118株
--	------	------------
3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年 6月28日 定時株主総会	普通株式	1,732,852	4.00	2018年 3月31日	2018年 6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	普通株式	128,087,552株
--	------	--------------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、不動産販売事業における用地等の仕入計画、並びに建設事業や再生可能エネルギー事業等における設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一部の連結子会社において、日本の上場株式等を対象とする投資運用事業を行っており、一時的な余資は短期的な預金等で運用しております。また、デリバティブ取引は借入金の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。これらのリスクについては、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

借入金の一部は金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

有価証券は、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、満期保有目的の債券については、日本の国債であるため信用リスクは僅少であり、株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに工事未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。借入金、及び社債は主に用地取得や設備投資に係る事業資金調達であり、返済日は決算日後、最長で17年以内であります。

また当社グループでは、各部所からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	5,049,760	5,049,760	—
(2) 受取手形及び 売掛金	130,663	130,663	—
(3) 完成工事未収入金	21,087	21,087	—
(4) 未収投資顧問料	2,511	2,511	—
(5) 有価証券	6,904,372	6,904,372	—
(6) 長期貸付金	2,365,201	2,365,201	—
貸倒引当金 (※)	△755,660	△755,660	—
	1,609,541	1,609,541	—
資産計	13,717,936	13,717,936	
(7) 支払手形及び 買掛金	(57,720)	(57,720)	—
(8) 工事未払金	(295,807)	(295,807)	—
(9) 短期借入金	(272,625)	(272,625)	—
(10) 1年内償還予定 の社債	(74,000)	(74,155)	(155)
(11) 1年内返済予定 の長期借入金	(1,823,069)	(1,823,234)	(165)
(12) 社債	(48,000)	(47,461)	538
(13) 長期借入金	(10,366,761)	(10,374,272)	(7,510)
負債計	(12,937,984)	(12,945,277)	(7,292)
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金、並びに
(4) 未収投資顧問料

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券

有価証券の時価については、債券は発行体から提示された価格、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価格によっております。

- (6) 長期貸付金

一般債権の時価については、元利金の合計額を同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値により算定する方法によっております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現

在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒引当金を控除した額に近似しており、当該帳簿価額によっております。

- (7) 支払手形及び買掛金、(8) 工事未払金、並びに(9) 短期借入金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 1年内償還予定の社債、(11) 1年内返済予定の長期借入金、(12) 社債、並びに(13) 長期借入金
 社債、及び長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	1,368,009
投資有価証券(非上場株式)	230,517

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル、及び倉庫等（土地を含む。）を有しております。

なお、賃貸オフィスビル等の一部については、一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	261,197	236,591
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	73,379	199,642

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	34円04銭
1株当たり当期純損失	22円18銭

重要な後発事象に関する注記

1. 連結子会社の解散

当社は2019年5月15日開催の取締役会において、当社連結子会社であるプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド（以下「PJF」といいます。）を解散し、清算することについて決議いたしました。

(1) 解散の理由

PJFの投資対象企業の株式を含むPJFの保有資産（以下「PJF保有資産」といいます。）に係る施策の実施は当社の判断によることから、当社がPJF保有資産を直接保有することにより、PJF保有資産に係る意思決定から実施に至るプロセスの効率化が期待できるため、解散及び清算することといたしました。

(2) 解散する子会社の概要

①社名	プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド
②所在地	Trafalgar Court, Les Banques, St Peter Port, Guernsey, Channel Islands, U.K.
③代表者の氏名	ジョン・ホーキンス
④資本金	92,352,602米ドル
⑤設立根拠等	イギリス王室属領ガーンジー会社法
⑥事業の内容	国内外の株式投資を目的とする会社型ファンド
⑦出資比率	当社100%

(3) 解散及び清算の日程

現地解散人の選定等の諸手続きのスケジュールが判明次第、速やかに開示致します。

(4) 解散に伴う影響

PJFに対しては、既に自己新株予約権評価損 8 億95百万円を計上しております。しかしながら、今後の解散及び清算過程で追加損益等が発生する可能性があります。2020年3月期の当社の連結業績に与える影響については現在算定中であり、他の要因を含め、重要な影響が認められる場合には、速やかに開示いたします。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第118回定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、繰越利益剰余金の欠損の填補、早期復配体制の実現及び今後の資本政策の柔軟性確保を目的として、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

(2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額を減少させ、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

①減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	10,945,323,164円のうち7,562,779,594円
利益準備金	83,651,561円

②増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	7,562,779,594円
繰越利益剰余金	83,651,561円

(3) 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額の減少並びにその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	8,237,883,268円
----------	----------------

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	8,237,883,268円
---------	----------------

(4) 上記(2)、(3)の結果

それぞれの項目は次のとおりとなります。

資本準備金	3,382,543,570円
その他資本剰余金	0円
利益準備金	0円
繰越利益剰余金	0円

(5) 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

- ①取締役会決議日 2019年5月15日
- ②株主総会決議日 2019年6月27日(予定)
- ③効力発生日 2019年6月27日(予定)

(6) 今後の見通し

本件は「純資産の部」の勘定科目内の振替処理となりますので、当社の純資産の額に変動はなく、本件が当社の業績に与える影響はございません。また、上記の内容は、2019年6月27日開催予定の第118回定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社プロスペクト
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森崎 恆平	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 克幸	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	阿部 海輔	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロスペクトの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロスペクト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	21,221,254	負 債 の 部	5,202,279
流 動 資 産	8,849,394	流 動 負 債	2,862,326
現金及び預金	3,682,984	工事未払金	39,641
売掛金	963	短期借入金	107,400
有価証券	72,006	1年内償還予定の社債	14,000
販売用不動産	1,205,712	1年内返済予定の長期借入金	1,503,230
仕掛販売用不動産	2,409,079	未払金	580,877
開発用不動産	442,074	未払費用	130,529
前払費用	76,991	前受金	449,802
未収入金	169,526	預り金	19,456
立替金	111,318	賞与引当金	15,588
その他	1,022,740	その他	1,800
貸倒引当金	△344,005	固 定 負 債	2,339,952
固 定 資 産	12,371,860	社債	23,000
有 形 固 定 資 産	571,595	長期借入金	1,953,020
建物	109,811	退職給付引当金	143,523
土地	461,784	役員退職慰労引当金	138,571
投資その他の資産	11,800,264	長期預り保証金	2,908
投資有価証券	2,000	その他	78,930
その他の関係会社有価証券	231,798	純 資 産 の 部	16,018,975
関係会社株式	7,596,973	株 主 資 本	15,329,082
出資金	1,070,298	資本金	12,086,958
関係会社出資金	1,531,249	資本剰余金	11,620,426
長期貸付金	2,362,258	資本準備金	10,945,323
従業員に対する長期貸付金	2,943	その他資本剰余金	675,103
長期前払費用	9,054	利 益 剰 余 金	△8,237,883
差入保証金	25,500	利益準備金	83,651
繰延税金資産	176,370	その他利益剰余金	△8,321,534
その他	67,312	繰越利益剰余金	△8,321,534
貸倒引当金	△1,275,494	自 己 株 式	△140,420
資 産 合 計	21,221,254	新 株 予 約 権	689,893
		負 債 純 資 産 合 計	21,221,254

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	3,985,512
売上原価	3,031,552
売上総利益	953,959
販売費及び一般管理費	1,705,758
営業損失	751,798
営業外収益	
受取利息	106,574
受取配当金	242,761
違約金収入	100
出資金運用益	506,467
受取事務手数料	3,550
販売費用戻り	1,270
雑収入	234,448
営業外費用	
社債利息	221
支払利息	81,838
有価証券評価損	5,872
借入手数料	9,393
貸倒引当金繰入	1,528,639
雑損失	240,160
経常損失	1,522,751
特別利益	
固定資産売却益	1,811
関係会社株式売却益	1,398,875
出資金売却益	262,231
新株予約権戻入益	8,090
特別損失	
固定資産売却損	733
関係会社株式評価損	7,173,918
減損	797,666
特別調査費用	140,437
関係会社清算損	113,274
税引前当期純損失	8,077,774
法人税、住民税及び事業税	△24,916
法人税等調整額	137,839
当期純損失	8,190,696

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	11,803,729	10,662,094	2,407,956	13,070,050	83,651	300,936	384,588
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	△431,774	△431,774
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	11,803,729	10,662,094	2,407,956	13,070,050	83,651	△130,837	△47,186
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	283,228	283,228		283,228			-
剰余金の配当			△1,732,852	△1,732,852			-
当 期 純 損 失				-		△8,190,696	△8,190,696
自己株式の取得				-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	283,228	283,228	△1,732,852	△1,449,623	-	△8,190,696	△8,190,696
当 期 末 残 高	12,086,958	10,945,323	675,103	11,620,426	83,651	△8,321,534	△8,237,883

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△140,389	25,117,978	710,417	25,828,396
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額	-	△431,774	-	△431,774
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	△140,389	24,686,204	710,417	25,396,621
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		566,457		566,457
剰余金の配当		△1,732,852		△1,732,852
当 期 純 損 失		△8,190,696		△8,190,696
自己株式の取得	△30	△30		△30
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△20,524	△20,524
当 期 変 動 額 合 計	△30	△9,357,122	△20,524	△9,377,646
当 期 末 残 高	△140,420	15,329,082	689,893	16,018,975

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 関係会社株式及び関係会社出資金
……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 販売用不動産、仕掛販売用不動産及び開発用不動産
……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - また、のれんについては10年間の均等償却を行っております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 執行役員及び従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員及び執行役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 繰延資産の処理方法
 社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
 株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。
 新株予約権発行費…支出時に全額費用として処理しております。
- (2) 消費税等の会計処理方法
 税抜きの会計処理を行っております。
 また、たな卸資産等に係る控除対象外消費税等は、当期の負担すべき期間費用として処理しております。
5. 表示方法の変更に関する注記
 (貸借対照表)
 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。
6. 誤謬の訂正に関する注記
 当社において、過年度における税金費用の金額等に関する会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。これにより、当事業年度の期首の利益剰余金が431,774千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 156,835千円
2. 担保資産及び担保付債務
 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-------------|
| 販売用不動産 | 60,845千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,881,459千円 |
| 開発用不動産 | 442,074千円 |
| 建物 | 10,456千円 |
| 土地 | 9,511千円 |
| 上記に対する担保付債務 | 1,676,600千円 |
- なお、上記担保のほかに、借り入れた有価証券1,409,900千円及び信用保証会社に対する手付金保証のため、差入保証金24,500千円を担保に供しております。また、有価証券10,000千円を営業保証供託金として差し入れております。
3. 保証債務残高
 以下の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
- | | |
|---------------|-------------|
| 合同会社朝来メガソーラー | 176,000千円 |
| 合同会社プロスペクト徳次郎 | 1,228,405千円 |
| 合同会社プロスペクト香取 | 651,975千円 |
| 合同会社プロスペクト牛久 | 378,800千円 |
| 合同会社プロスペクト山武西 | 469,000千円 |
| 合同会社プロスペクト山武南 | 612,000千円 |
| 合同会社プロスペクト仙台 | 494,676千円 |

合同会社プロスペクト成田神崎	4,489,000千円
合同会社プロスペクト陸前高田	277,724千円

4. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,087,171千円
長期金銭債権	3,095,878千円
短期金銭債務	23,375千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	117,701千円
営業取引以外の取引高	646,037千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	2,780,118株
(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り634株による増加分であります。		

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
繰越欠損金	2,412,362千円
固定資産減損損失	136,739千円
未払事業税	24,264千円
賞与引当金	4,773千円
子会社株式評価損	7,173,918千円
退職給付引当金	43,946千円
役員退職慰労引当金	42,430千円
貸倒引当金	495,890千円
その他	502,657千円
繰延税金資産小計	10,836,983千円
評価性引当額	△10,665,583千円
繰延税金資産合計	171,400千円

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	合同会社 プロスペクト 成田神崎	東京都 渋谷区	3,000	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	保証債務	4,489,000	-	-
子会社	株式会社 プロスペクト バイオマス	東京都 渋谷区	1,000	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	資金の 貸付	1,607,526	長期 貸付金	1,607,526
子会社	合同会社 プロスペクト 徳次郎	東京都 渋谷区	50	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	1,228,405	-	-
子会社	プロスペクト ・ジャパン・ ファンド・ リミテッド	英国 チャンネル 諸島	92千 米ドル	アセット マネジメ ント事業	100%	株式の 保有	資金の 貸付 貸付金の 返済	1,100,000 420,000	短期 貸付金	680,000
子会社	合同会社 プロスペクト 香取	東京都 渋谷区	50	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	651,975	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 山武南	東京都 渋谷区	10	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	612,000	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 仙台	東京都 渋谷区	10	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	494,676	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 山武西	東京都 渋谷区	10	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	469,000	-	-
子会社	シェアホルダ ーズ・コンセ ンサス・ファ ンド・エフテ ィーイー	-	-	-	-	-	清算に伴う 残余財産の 配当	403,549	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 牛久	東京都 渋谷区	100	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	378,800	-	-
子会社	プロスペクト ・アセット・ マネジメン ト・インク	米国 ハワイ 州	1,301千 米ドル	アセット マネジメ ント事業	100%	株式の 保有	資金の 貸付	282,600	短期 貸付金	277,475
子会社	合同会社 プロスペクト 陸前高田	東京都 渋谷区	50	再生可能 エネルギー 事業	100%	出資	債務保証	277,724	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	RFP Wood Pellets, LLC	ロシア	245,108 ルーブル	再生可能 エネルギー 事業	49%	出資	増資の 引受	231,798	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、当該債務保証について、保証料の支払は行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 34円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 18円47銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社プロスペクト
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森崎 恆平	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 克幸	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	阿部 海輔	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロスペクトの2018年4月1日から2019年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社プロスペクト 監査役会

常勤監査役 築 島 秋 雄 ㊟
監査役 市 川 祐 生 ㊟
監査役 トーマス・R・
ゼンゲージ ㊟

(注) 監査役築島 秋雄、市川 祐生及びトーマス・R・ゼンゲージは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（その1）

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役も責任限定契約を締結できるよう、現行定款第29条の一部を変更します。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。併せて社外監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) その他、漢字への変換、条文の新設及び削除等に伴い条文番号等の変更を行います。

(3) なお、本議案における定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社は、取締役<u>3名以上</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <新設></p> <p>取締役の選任の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <削除></p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名以内を置く。</p> <p>2. 当社は、監査等委員である取締役4名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u> <u>(取締役の任期)</u> 第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) 2. (条文省略) (取締役会の招集) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 (条文省略) (取締役会規程) 第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u> <u>(取締役の任期)</u> 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会の決議により選定する。 2. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (取締役会の招集) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議方法) 第26条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第27 (現行どおり) (取締役会規程) 第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 当社は監査役3名以上を置く。 (監査役の選任) 第31条 監査役の選任の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、<u>善意かつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u> <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会規程)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 第118回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件（その2）

1. 提案の理由

- (1) 会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第6章として会計監査人（第35条から第38条）の条項を新設いたします。
- (2) なお、本議案における定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、以下の条文番号は第1号議案「定款一部変更の件（その1）」の承認可決を前提としており、それ以外の場合はその結果に応じて条文番号の繰り下げを行います。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<新設>	<u>第6章 会計監査人</u>
<新設>	<u>(会計監査人の選任)</u>
<新設>	<u>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
<新設>	<u>(会計監査人の任期)</u>
<新設>	<u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
<新設>	<u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
<新設>	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
<新設>	<u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
<新設>	<u>(会計監査人の責任限定契約)</u>
<新設>	<u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、善意かつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>

第3号議案 定款一部変更の件（その3）

1. 提案の理由

- (1) 2019年3月31日現在、当社の発行済株式総数は447,090,984株、潜在株式数は208,087,552株（第1回から第4回新株予約権128,087,552株＋第5回新株予約権80,000,000株）であり、その合計は655,178,536株であります。当社は、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を昨年開催の第117回定時株主総会決議により、6億9,000万株から17億4,000万株に変更いたしました。しかしながら、株主様から将来的な1株当たり純資産・利益などの希薄化を懸念するお声を頂戴したことを踏まえ、監査等委員会設置会社への移行による機関設計変更後の新体制下における安定的かつ弾力的な配当政策を実現するため、この度、発行可能株式総数を8億7,000万株に変更いたしたく存じます。
- (2) その他、漢字への変換、条文の新設及び削除等に伴い条文番号の変更を行います。
- (3) なお、本議案における定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、以下の章番号及び条文番号は第1号議案「定款一部変更の件（その1）」及び第2号議案「定款一部変更の件（その2）」の承認可決を前提としており、それ以外の場合はその結果に応じて章番号の繰り上げないし条文番号の繰り上げ又は繰り下げを行います。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定	(1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理 <u>及び</u> 鑑定
(2) 建築および土木工事の設計、施工、監理および請負	(2) 建築 <u>及び</u> 土木工事の設計、施工、監理 <u>及び</u> 請負
(3) 内装仕上工事の設計、施工、監理および請負	(3) 内装仕上工事の設計、施工、監理 <u>及び</u> 請負
(4) 鋼構造物工事の設計、施工、監理および請負	(4) 鋼構造物工事の設計、施工、監理 <u>及び</u> 請負
(5) タイル、れんが、ブロック工事の設計、施工、監理および請負	(5) タイル、れんが、ブロック工事の設計、施工、監理 <u>及び</u> 請負
(6) 投資顧問業および投資一任契約に係る業務	(6) 投資顧問業 <u>及び</u> 投資一任契約に係る業務
(7) 損害保険代理業 <u>および</u> 自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 <u>ならびに</u> 生命保険の募集に関する業務	(7) 損害保険代理業 <u>及び</u> 自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 <u>並びに</u> 生命保険の募集に関する業務
(8) 自然エネルギー等を利用した発電 <u>および</u> その管理・運営 <u>ならびに</u> 電気の売買に関する事業	(8) 自然エネルギー等を利用した発電 <u>及び</u> その管理・運営 <u>並びに</u> 電気の売買に関する事業
(9) (条文省略)	(9) (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17億4,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8億7,000万株</u> とする。
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式<u>または募集新株予約権</u>の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告<u>および</u>計算書類に記載<u>または</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2. 株主<u>または</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式<u>又は</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告<u>及び</u>計算書類に記載<u>又は</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

第4号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当連結会計年度における自己新株予約権評価損、子会社における多額の損失計上、固定資産の減損損失、過年度決算訂正に関する特別調査委員会に係る調査費用等の特別損失の計上、並びに主力である首都圏分譲マンション事業の低迷により、2019年3月末の繰越利益剰余金には、8,321,534,829円の欠損が生じております。

このような状況を踏まえ、繰越利益剰余金の欠損の填補と今後の財務戦略上の柔軟性の確保を目的として、以下のとおり、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額を減少させ、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	10,945,323,164円のうち7,562,779,594円
利益準備金	83,651,561円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	7,562,779,594円
繰越利益剰余金	83,651,561円

3. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額の減少並びにその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	8,237,883,268円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	8,237,883,268円
---------	----------------

4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2019年6月27日

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件（その1）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現取締役（3名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件（その1）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たばたまさと 田端正人 (1968年1月23日生)	1991年4月 日本ハウジングローン株式会社 1996年9月 株式会社住宅金融債権管理機構 (現株式会社整理回収機構) 2006年9月 当社監査室長 2008年6月 当社総務部長 2011年6月 当社取締役 2012年7月 当社管理部門担当(現任) 2013年9月 当社代表取締役常務 2018年12月 当社代表取締役社長(現任)	株 103,500
2 ※	いいだみつはる 飯田光晴 (1965年10月4日生)	1988年4月 株式会社大京 2002年7月 当社営業部長 2007年6月 当社執行役員 2008年6月 当社営業二部長 2008年6月 当社取締役 2013年6月 当社執行役員営業部担当 2014年2月 当社執行役員事業部門担当 2014年6月 当社常務執行役員不動産事業部門担当(現任)	株 60,400
3 ※	ドミニク・ヘンダーソン (1963年8月3日生)	1985年9月 ロバート フレミング証券ロンドン 1988年6月 ジャーディン フレミング証券東京 1994年2月 ロバート フレミング証券会社ニューヨーク ディレクター 2001年7月 JPモルガン証券株式会社バイス・プレジデント 株式部長 2003年3月 ING証券会社東京マネージング・ディレクター 株式本部長 2004年8月 マッコーリーキャピタル証券会社 東京支店長兼株式本部長 2009年1月 ベンディゴパートナーズパートナー(現任) 2009年5月 Bendigo株式会社代表取締役社長(現任) 2009年6月 当社社外取締役 2013年6月 株式会社あかつき本社取締役(現任) 2017年6月 当社執行役員海外事業部担当(現任)	株 10,300

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4 ※	トーマス・R・ ゼンゲージ (1953年6月15日生)	1982年1月 株式会社アイ・ビー・アイ 1998年9月 同社代表取締役 2006年1月 パシフィック・コミュニケーターズ・インク 代表者 2009年3月 エデルマン・パブリック・リレーションズ 日本法人代表取締役会長 2009年9月 パシフィック・コミュニケーターズ・インク 代表（現任） 2012年12月 株式会社インベスター・インパクト 代表取締役会長兼CEO（現任） 2013年6月 当社社外監査役（現任）	株 0

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者トーマス・R・ゼンゲージ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
トーマス・R・ゼンゲージ氏は、長年にわたりIR／ESGコンサルティング業界において培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより当社の経営強化に寄与していただきたいためであります。
なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって6年となります。
- (2) 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
当社はトーマス・R・ゼンゲージ氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で規定する最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合には、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）として責任限定契約を締結する予定であります。
5. トーマス・R・ゼンゲージ氏は、社外取締役候補者であり、同氏が選任された場合は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件（その1）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件（その1）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1 ※	つきしまあきお 築島秋雄 (1950年9月7日生)	1974年4月 住友信託銀行（現三井住友信託銀行株式会社） 1996年6月 ティー・ディー・エス株式会社 常勤監査役 2006年7月 トーセイ・リート・アドバイザーズ株式会社 リスク・コンプライアンス室長 2008年2月 株式会社プロスペクト管理部長 2008年6月 同社取締役管理部長 2009年6月 プロスペクト・リート・アドバイザーズ 株式会社 代表取締役 2011年3月 株式会社プロスペクト顧問 2011年6月 同社C.O 2013年6月 当社常勤監査役（現任）	株 15,000
2 ※	いちかわゆうき 市川祐生 (1970年7月21日生)	1997年4月 弁護士登録 1997年4月 浜四津法律事務所 2010年4月 株式会社やすらぎ（現株式会社カチタス） 社外監査役（現任） 2010年6月 当社社外監査役（現任）	株 0
3 ※	まつふじひとし 松藤 斉 (1952年3月3日生)	1975年10月 デロイト ハスキングズ アンド セルズ共同事務所 1982年4月 公認会計士登録 1996年7月 同社代表社員 2006年8月 デロイト トーマツFAS株式会社 フォレンジックサービス部門 2016年6月 日本特殊塗料株式会社社外監査役（現任） 2016年8月 日本オラル株式会社社外取締役（監査委員）	株 0
4 ※	うつみともりのり 宇都見友則 (1976年9月25日生)	2001年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 2005年9月 公認会計士登録 2012年7月 東京証券取引所自主規制法人 （現日本取引所自主規制法人）出向 2015年7月 有限責任あずさ監査法人 帰任 2016年9月 宇都見公認会計士事務所（現任） 2017年7月 株式会社ウィズソフト監査役 2019年4月 株式会社プロキューブジャパン（現任）	株 0

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 選任の理由

ア. 築島秋雄氏は、税理士資格を有しており、長年にわたり金融界・不動産業界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化にいかしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって6年となります。

- イ. 市川祐生氏は、弁護士資格を有しており、長年にわたり法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって9年となります。
- ウ. 松藤斉氏は、公認会計士資格を有しており、会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を当社の監査体制の強化にいかしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- エ. 宇都見友則氏は、公認会計士資格を有しており、会計に関する相当程度の知見及び監査業務に関する十分な見識を当社の監査体制の強化にいかしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (2) 独立役員について
- 当社は、築島秋雄及び市川祐生の両氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、選任された場合は、引き続き、独立役員とする予定であります。
- また、松藤斉及び宇都見友則の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は築島秋雄及び市川祐生の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で規定する最低責任限度額としております。築島秋雄及び市川祐生の両氏の選任が承認された場合には、あらためて監査等委員である取締役として責任限定契約を締結する予定であります。また、松藤斉及び宇都見友則の両氏の選任が承認された場合、同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額8億88百万円以内とご決議いただき今日に至っております。また、第1号議案「定款一部変更の件（その1）」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億30百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額12百万円以内）と定めさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第5号議案が承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件（その1）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件（その1）」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、職務と責任及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額28百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第6号議案が承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件（その1）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第9号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人ハイビスカスは、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

また、監査役会が四谷監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社がグローバルに展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

名称	四谷監査法人
主たる事務所	東京都千代田区六番町7番地4
沿革	1977年7月 四谷公認会計士共同事務所設立 2008年12月 四谷監査法人設立
概要	社員・職員数 (2019年3月31日現在) 社員 (公認会計士) 12名 職員 (公認会計士) 6名 職員 (公認会計士試験合格者) 2名 (合計) 20名 監査証明業務先 10社 出資金 9百万円

(注) 四谷監査法人が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件(その2)」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意かつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第10号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役カーティス・フリーズ氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。取締役の退職慰労金につきましては、「取締役退職慰労金内規」に基づき、役職別報酬月額×役職別在任期間（年数）×役職係数により算出した金額110,370,001円に加えて20%の功労金を加算した132,444,001円の贈呈を行いたいと存じます。

同氏は、2009年6月に当社の社外取締役に就任した後、2010年6月に当社代表取締役に就任し今日まで社業に大きく貢献いたしました。具体的には、取締役就任当初の当社はマンション分譲事業単独の事業形態であったところ、同氏指揮のもとM&A戦略を効果的に実行し、注文住宅事業、AM事業及び建設業などを事業ポートフォリオに加え、本体事業としては太陽光発電事業やバイオマス関連事業などの再生可能エネルギー事業へ参入したことにより、2008年のリーマンショックを始めとする様々な経済危機を乗り切ってまいりました。

また、2009年3月期において当社株価は低迷し、ボトムで時価総額4億円余りまで下落していたところ、前述の施策を実施したことにより成長を続け、当連結会計年度末における時価総額は約80億円と企業規模を大幅に拡大し、今後成長するための基盤を拡充いたしました。

なお当連結会計年度においては、現在までに積み上げた資産の一部について、減損又は引当金の計上を行うことにより大幅な損失を計上し、そのため無配のやむなきに至っておりますが、前述のとおり同氏が取締役就任中の功績は多大であるため、冒頭記載の退職慰労金贈呈を行いたいと存じます。なお、2018年11月以降の当社株価低迷の状況を受けて、同氏からは2018年3月期に決定した役員賞与の同氏に対する未払金の1割に相当する約56.4百万円を返上する旨の申し入れを受けております。

以 上

